

⑤市町村の計画策定に対する人的
支援、復興事業の担い手等

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(ii)	平成23年10月
これまでの取組み		
<p>各府省庁等に協力を仰ぎ、所管する分野における既存の専門家データベースを幅広く束ねた検索ポータルサイトを構築中(稼働時期:11月中旬予定)であり、被災地において必要な人材の確保をワンストップで探し出せるようにする。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>被災地の様々なニーズに対応した幅広い分野の専門家を、ニーズに応じた形で長期間を視野に入れ派遣する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>来年度以降については、現行の制度における検証等を踏まえた上で、支援のあり方を検討。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>被災地における復興の取組に対し専門家による支援活動や助言・指導を行うことで、復興の取組が効率的、効果的になり、復興のスピードが加速され、復興にかかる期間が短縮されることが期待される。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(iii)	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<p>被災地における地方公共団体では、PFI の実務経験がなく、多様な震災対応のため人材が不足していることから、被災地方公共団体への技術的支援が必要である。そのため、これまで以下の取組みを行った。</p> <p>○PFI法改正法に関する説明会を、仙台市を含む全国9箇所で開催</p> <p>○専門家派遣による地方公共団体のPFI発注業務に対する支援に向けた検討</p> <p>○改正法の一部施行に向けた政令の制定、及び全面施行に向けた政令・府令の制定作業</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○被災地の要望に応じ、被災3県でのPFI法改正法説明会の実施</p> <p>○被災地における PFI 事業の活用推進のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地の状況に応じたPFI専門家派遣 ・ 民間側の参画意向等の整理 <p>等の実施</p> <p>○PFI導入決定までの手続や事業者選定手続につき事務の簡素化(運用改善)の検討に着手</p> <p>○改正法全面施行に向けた政令・府令の制定、及び基本方針の策定</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>PFI事業による震災復興の促進</p> <p>→被災地におけるPFIの活用促進を図るため、被災地方公共団体におけるPFI事業の立ち上げ支援を検討する。また、公共施設等運営権、民間事業者からの提案等、PFI法の改正により創設された新制度の利用促進等を検討する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>被災地への支援等を通じて、PFI 事業規模については、2020 年までに少なくとも約 10 兆円以上に拡大することを目指す(「新成長戦略」(平成 22 年6月 18 日閣議決定))。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(iv)まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<p>(各分野共通)</p> <p>○ 東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに取りまとめ（「被災者の多様なニーズに対応した支援について」）、ホームページでの公表や被災自治体への送付等により情報提供を行い、復旧・復興過程における災害弱者の支援や意見の反映に寄与するよう努めた。</p> <p>(男女共同参画)</p> <p>○ 8月1日に、男女共同参画局ホームページ、5日に男女共同参画局メールマガジンで基本方針を掲載し、「まちづくりへの女性等が意見を反映しやすい環境整備に努めること」などについて、周知を図った。</p> <p>○ 8月2日に、都道府県及び政令指定都市に対し、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会で出された「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について(提言)」を送付し、「まちづくりのプロセスにおいて女性の参画を進め、女性等を含めた多様な国民の意見、地域での生活者の声を反映していくこと」などについて、周知を図った。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(各分野共通)</p> <p>○ まちづくりは地方公共団体が行うものであることから、基本方針の当該趣旨に配慮して取り組んでいただくよう、被災3県等に対し文書を発出する予定。</p> <p>(男女共同参画)</p> <p>○ まちづくりに繋がるコミュニティビジネスを推進すべく、事例の周知を行う予定。</p> <p>○ 「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」に震災枠を設け、要望に応じて、被災地の地方自治体、男女共同参画センター等が実施する、まちづくりにおける女性の参画を進めるためのセミナーに専門家アドバイザーを派遣する。</p> <p>○ 「地域における男女共同参画連携支援事業」に震災枠を設け、被災地の地方</p>		

自治体、NPO、企業、大学等が、ネットワークを構築し、男女共同参画の視点を取り入れ、まちづくりやコミュニティの再構築等の課題の解決のために、検討会を開催し、成果の周知を図る。

中・長期的(3年程度)取組み

(各分野共通)

○ 地方公共団体により適切に取組がなされているか必要に応じて状況を見ていく。

(男女共同参画)

○ まちづくりにおける女性の意見反映がされているかについて、実態把握を行い、良い事例があれば、周知するなどにより、さらなる推進を図る。

○ 震災が起きた際の男女共同参画の視点を入れた被災者支援から復興に関する必要な対応をまとめたマニュアルを作成し、被災地の地方公共団体等に周知する。

期待される効果・達成すべき目標

まちづくりに女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の意見を反映させることで、誰もが安心して豊かに暮らせる社会となる。なお、政府の取組はこのための環境整備であり、効果や目標を定量的に図ったり、時期を設定したりするようなものではない。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>既存制度の「地域おこし協力隊」において、地方公共団体が3大都市圏等から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱し、概ね1年から3年以下の期間、各種の地域協力活動に従事してもらう取組を、特別交付税により支援しているところ。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>総務省においては、被災市町村に対する支援の観点から、全国市長会・全国町村会の協力を得て、全国の市町村から被災市町村に対する人的支援の体制を構築し、人的支援をおこなっている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>「地域おこし協力隊」制度を拡大し、都市部からだけでなく被災地域内外から広く人材を派遣できるように、また活動年数も「地域おこし協力隊」の1～3年より長期間活動できるように、新たな制度として「復興支援員」の配置について、特別交付税措置を行う。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>土木職等の専門的な職種の職員を中心とした中長期的な職員派遣の支援を行っていく。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地域の地方公共団体が、「復興支援員」を配置するに当たり、「地域おこし協力隊」等のノウハウを活かし、募集・研修・マネジメントの点でも、支援を行う。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>引き続き、可能な限り被災市町村のニーズに合う形で、必要な人的支援を行う。</p>		

期待される効果・達成すべき目標

(復興支援員の配置について)

被災地に住み込んで住民の見守りやケア、集落での地域おこし活動に取り組む人材を都市部の青年を含め、各地域から派遣し、コミュニティ再構築に向けた人材面での支援を行うことにより、地域に根差したコミュニティ主体の復興の促進が図られる。

(自治体職員の派遣について)

被災自治体において必要な職員の派遣について支援することにより、被災地の復旧・復興に向けた事業の円滑な実施を図る。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤ 市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(v)	平成 23 年11月
これまでの取組み		
<p>東日本大震災では、市町村の本庁舎そのものが津波により流出したり、原子力災害に伴い本庁舎から退避をしなければならない事態が生じており、市町村役場の機能の回復が喫緊の課題となっていることから、被災住民の支援の総合的な対策組織となるため機能の応急復旧の必要性が最も高い市町村の本庁舎の応急復旧や仮庁舎の整備にかかる経費について、平成 23 年度第1次補正において、国庫補助制度を創設。さらに、第3次補正予算においても追加して予算措置。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
市町村行政機能応急復旧補助金の適切な執行を進める。		
中・長期的(3年程度)取組み		
市町村の復興の段階では、新しいまちづくりと併せ、市町村の復興の司令塔となる市町村庁舎の機能の本格的な復旧の円滑な推進を図る。		
期待される効果・達成すべき目標		
市町村の復興の司令塔となる市町村庁舎機能の回復が期待される。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	官民一体となって震災復興に取り組むため、公的機関の活用や公的資金の投入だけでなく、民間の資金、経営能力、技術的能力の活用や土地信託手法、官民連携(PPP)、PFI手法の活用や、NPO、地元企業、まちづくり会社、地縁組織等の多様な主体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興についても促進する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
-		
当面(今年度中)の取組み		
<p>以下の事業を3次補正予算成立後速やかに実施出来るよう準備を進める。</p> <p>①財務基盤見直しや経営改善、新規事業開拓、事業再編のためのノウハウ等を提供できる民間投資家が個別に投資対象企業を発掘・選定した際に、中小企業基盤整備機構が当該民間投資家による資金拠出にマッチングして、最大で民間資金と同額の出資を実施することで、民間投資家の出資を促す。</p> <p>②震災を契機に自己資本を毀損した企業のうち、経営基盤は温存されており当面の自己資本の充実さえ図れば民間金融機関からの更なる資金調達が見込まれ、将来成長の可能性が十分にあるものを対象に、指定金融機関(商工中金等)が金融検査上「資本」と認識される長期の劣後ローンを提供することで、民間金融機関からの更なる金融支援を促す。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
平成24年度についても必要に応じて事業継続、追加の予算措置を検討。		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>各事業を通じた出資、融資等の総額。</p> <p>①600億円(民間投資家の出資を含む。)</p> <p>②375億円(民間金融機関からの金融支援を含む。)</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1) 災害に強い地域づくり	
項	⑤ 市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(i)(iv)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>・被災した地方自治体の復興に向けた取組を支援するため、①被災状況等の調査・分析を行い、その成果を地方自治体に提供するとともに、②被災状況や都市の特性、女性や高齢者等から幅広い意見を聴取し、地元の意向等に応じた復興のパターンを分析、③これに対応する復興手法等について調査・検討を行い、市町村の復興計画策定を支援。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>・引き続き、上記の調査・検討を実施する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
—		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>被災状況等の調査・分析データ、復興パターンに対応した復興手法等の提供により、以下の効果を期待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の復興方針、復興計画の検討、策定の推進 ・復興計画に基づく復興事業の早期実現 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(ii)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>・津波被災市街地復興手法検討調査を実施し、被災自治体の復興まちづくりを支援してきたところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>・市町村や地域住民等へのまちづくり専門家派遣を支援し、円滑な復興まちづくりを推進するため、全国に存在するまちづくり専門家について、ワンストップとなる人材バンクを構築する。復興まちづくりにおいて人材バンクの求められる要件について検討を行い、システムの試作及び運用をすることで、人材バンクシステムの運営手順及び課題の検討を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>・地権者や地域住民等による合意形成や計画策定等の民間レベルでのまちづくりを円滑に進める。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>・本調査で、今年度内に人材バンクの運用を開始し、運営手順の確立を行う。これにより、地権者や地域住民等による合意形成や計画策定等の民間レベルでのまちづくりを円滑に進める。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(iii)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>震災復興に官民連携手法の活用を検討する具体的な案件を募集し、応募のあった案件から、以下の11件を調査案件として選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の再建・維持管理・運営における官民連携手法の検討 ・官民連携による長期避難者支援に関する検討 ・官民連携による庁舎の復興に関する検討 ・官民連携による復興まちづくり検討 ・被災地復興のための官民連携による仮設コミュニティ形成検討 ・官民連携によるマリンエリア復興計画の検討 ・官民連携手法を活用した津波避難モール整備手法検討 ・港湾利用拠点施設の復旧・活用事業に適用可能な官民連携手法の検討 ・官民連携による災害対応後方支援拠点に関する検討 ・官民連携による地域特性を踏まえた災害公営住宅等の整備に係る検討 ・官民連携によるコミュニティ形成型の災害公営住宅等の整備手法に係る検討 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・選定した11件の調査案件について、実現可能性調査を実施する。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等の取り組む官民連携手法を活用した震災復興の支援を検討する。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地のニーズを基に、国土交通省において官民連携手法の課題整理等を行い、導入可能性調査を実施することで、震災復興に係る官民連携事業の案件形成を促進する効果が期待される。 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	(1)⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等 (4)④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(1)⑤(iii) (4)④(ii)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>・「新しい公共」の担い手が、地域の資金や資源を自ら調達して、自律的・持続的にコミュニティ活動を行うことを支えるため、東日本大震災の復興・再生に係る支援も含め、「新しい公共」の担い手に対する資金的支援または非資金的支援を担う実証的な取り組みの支援などにより、「新しい公共」の担い手による地域づくりを促進してきたところ</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>・中間支援組織が、被災地において、被災により低下している行政サービスの代行・補完の需要や支援に対する被災者のニーズと、支援活動を行おうとする地元企業、地縁組織、NPO等の団体とをマッチングし、事業化に向けて利用可能な国や地方公共団体による各種支援策についても提案するコーディネート活動及びそのサポート等の事業の実施に要する経費を補助することによる、復興支援に資する行政サービスの代行・補完活動及びその他の復興支援活動の促進など</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>・東日本大震災からの復興に向け、志ある資金の地域内資金循環を支える仕組みの検討も含め、引き続き、「新しい公共」による地域づくりを促進する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>・被災地において低下している行政サービスの代行・補完活動及びその他の復興支援活動を促進するとともに、中長期的には、多様な主体が地域づくりを担っていけるように、自発的な地域づくり活動を支える環境の整備など、「新しい公共」の担い手による地域づくりを促進する。成果目標(アウトカム)としては、以下の2つ。</p> <p>①「新たな公」による地域づくり活動進展度(地方自治体を対象としたアンケート調査において、多様な民間主体の主体的な地域づくりへの参加が進んでいる」と回答した地方自治体の割合)が現状維持または増加</p> <p>②「新たな公」による地域づくり活動参加率(一般国民を対象としたアンケート調査において、「活動に参加している」と回答した一般国民の割合)が現状維持または増加</p>		